資料番号 17

令和3年9月22日 課 名 土木建築局港湾振興課 担当者 課長 上場 内 線 4018

海田大橋ETC通行料の見直しについて

1 要旨・目的

令和3年6月議会で議決を受けた海田大橋ETC通行料の見直しを令和3年10月25日(月)から行う。

2 現状・背景

ETCシステムを使用して徴収する場合の海田大橋通行料見直しの施行期日については、令和3年6月議会の条例改正時に、ETCシステムの改修後の日を規則で定めることとしていた(改正条例公布の日から起算して6月を超えない範囲内)。

ETCシステム改修について、完了時期の見込みが立ったため、改正料金の施行期日を 定める。

3 概要

(1) 対象者

海田大橋の利用者(ETC搭載車)

(2) 事業内容(実施内容)

ETCシステムを使用して徴収する場合の海田大橋通行料見直しの施行期日について、 令和3年10月25日(月)と定める規則を、9月24日(金)付けで県報告示する。

ETCシステムの改修及びテストに必要な期間を確保した上での最短期間であり、日曜日の夜間は交通量が相対的に少ないため、月曜日開始とすることで、新料金への切り替えが円滑に実施できる。

(3) スケジュール

時 期	内 容	備考
8月中旬~10月下旬	ETCシステム改修	
9月下旬	公表	建設委員会(9月22日)
9月24日(金)	県報告示	施行の30日前まで(港湾法)
9月下旬~10月下旬	県民への周知	県ホームページ、現地看板など
10月25日(月)午前0時	施行	

(4) 予算(単県)

港湾特別整備事業費特別会計 海田大橋運営費 15,000千円 (令和3年度6月補正:ETCシステム改修費)

4 その他 (関連情報等)

海田大橋通行料

車種		普通車	大型車		特大車	
		一般	路線バス	路線バス以外	行人中	
現	現行		100 円	150 円		200 円
金	見直し後		現行どおり	現行どおり		現行どおり
ETC	現行	6~9 時 17~20 時	90円(▲10%)	110円(▲30%)	120円(▲20%)	160円(▲20%)
		上記以外	100 円			
	見直し後	終日	50円(▲50%)	80円(▲50%)	80円(▲50%)	100円(▲50%)